

**一宮川護岸工事検証会議  
法的見解の検討資料**

## ● 国家賠償法

昭和二十二年法律第二百五号

**第一条** 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

2 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

**第二条** 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

2 前項の場合において、他に損害の原因について責に任ずべき者があるときは、国又は公共団体は、これに対して求償権を有する。

## ● 民法

明治二十九年法律第八十九号

### 第一章 総則

#### (債務不履行による損害賠償)

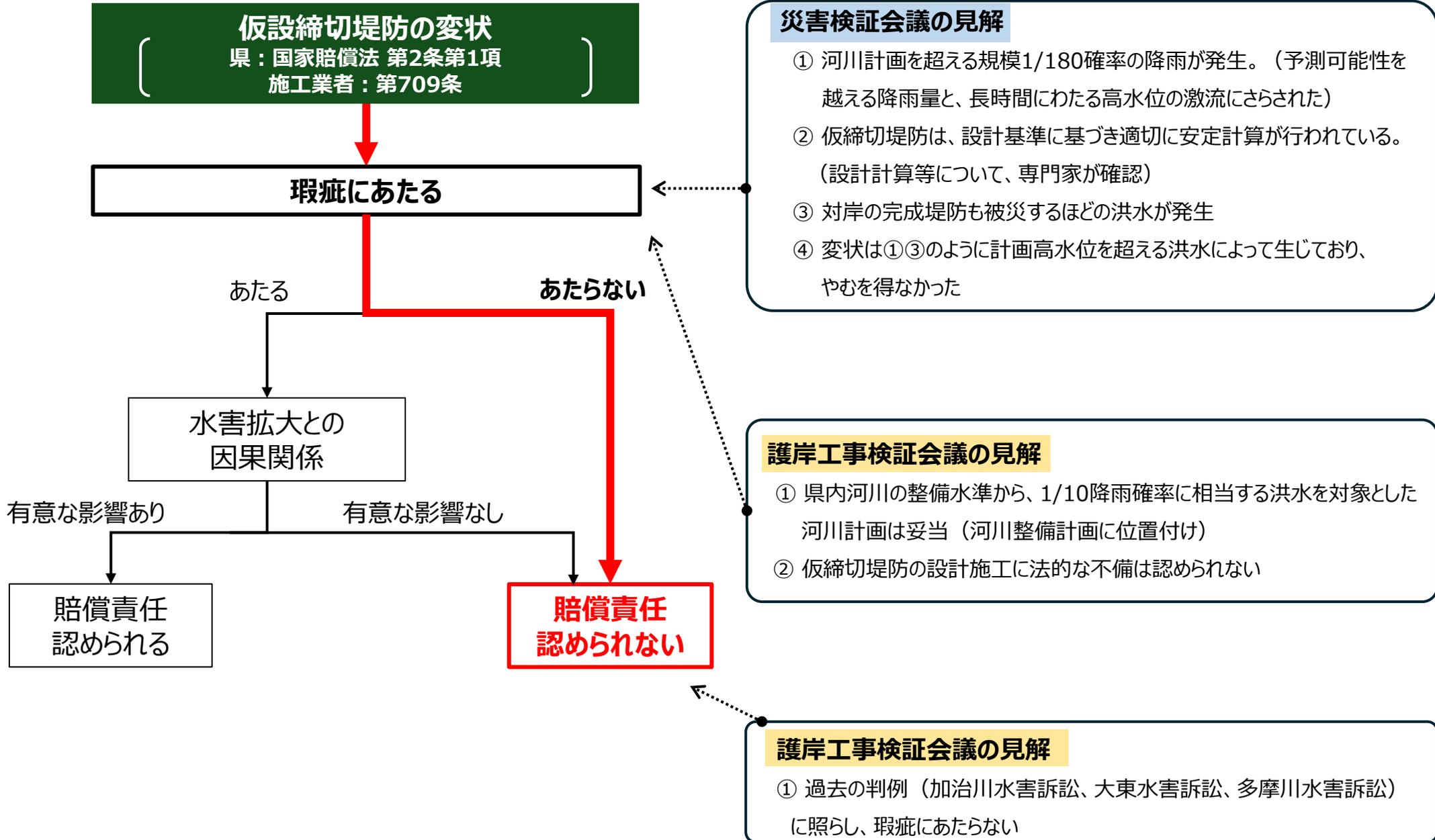
**第四百十五条** 債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによつて生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

### 第五章 不法行為

#### (不法行為による損害賠償)

**第七百九条** 故意又は過失によつて他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。

## ■ 仮締切堤防の変状について、県・施工者の賠償責任は認められないとの見解



## ■ 仮締切堤防の施工不備について、県・施工者の賠償責任は認められないとの見解

### 護岸工事検証会議の見解

委員（弁護士）が、書類の確認や県・施工者へヒアリング（6名）

- ① 施工者が、発注者に承諾なく複数箇所が無断で仮締切堤防を撤去し、かつその修復を怠ったことなどが原因で施工不備が発生しており、今次ほどの雨でなくても水害を招きかねない危険な行為であった
  - 施工者による県との契約不履行、被災者に対する不法行為法上の過失
  - 県の河川管理上の瑕疵
- ② 台風前日のパトロールで施工不備（A-3）を発見できなかった
  - 県（河川管理者）の過失による国賠法上の違法行為

### 災害検証会議の見解

- ① 河川計画を超える規模1/180確率の降雨が発生
- ② 施工不備があった場合と、無かった場合のシミュレーション結果を比較して、八千代・大芝地区の浸水量の影響はほぼ無し

### 護岸工事検証会議の見解

- ① 科学的な検証（施工不備の有無による影響結果）によれば施工不備と水害拡大との因果関係を法的に認定することはできない

